



9月20日～26日

動物愛護週間

動物たちと共生する地域づくりをめざして



動物愛護週間は、動物の愛護と正しい飼い方についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられました。

動物は、人間にとってかけがえのない存在です。その一方で、ペットをめぐる周囲とのトラブルや動物に対する虐待行為が問題になることがあります。

また、災害時のペットとの同行避難の備えとして、日ごろからのしつけや訓練が重要です。この機会に、飼っている動物や身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみましょう。



飼い主の5か条

1. ペットは愛情と責任を持って最期まで飼いましょう
2. 動物が苦手な人もいるので、周りの人や環境に気を配り、迷惑をかけないようにしつけをしましょう
3. 迷子に備え、鑑札や名札、マイクロチップなどを付けましょう
4. 繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう
5. 種類に応じた飼い方や習性、動物の感染症について正しい知識を持ちましょう



イヌを飼っている人へ



◆放し飼いは禁止

県条例でイヌを放すことは禁止されています。散歩のときは、リードを短くして、イヌをきちんと制御できるようにしましょう。

◆排せつ物の処理

散歩中にフンをしたときは必ず持ち帰り、おしっこをしたときは水で流しましょう。



浦野々島
鈴木マックス



ぼくはもうすぐ14歳。浦戸に住んでいるんなことがあったなあ〜。「東日本大震災」では浦戸中学校に避難したなあ。おじいちゃんになっても元気でいられるのは、浦戸のきれいな空気とゆったりした「島時間」のおかげ。浦戸の皆さんが声をかけてくれるのも元気の秘けつだね！

ネコとの生活

◆室内飼育を

ネコを放し飼いにすると、近隣の土地で排せつなどの迷惑をかけることが多いです。近隣に迷惑をかけず、また、飼っているネコを交通事故や感染症の危険から守るためにも、環境が整った室内で飼育をしましょう。

◆無責任なえさやりはやめましょう

飼い主がいないネコにえさを与えると、繁殖し不幸なネコが増え、近隣の迷惑にもなります。ネコにえさを与える場合は、責任を持って次のことを守ってください。

不妊去勢手術を行い、食べ残したえさは片づけ、排せつ物の処理をし、清潔にする。



動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物の遺棄・虐待は100万円以下の罰金、殺傷は2年以下の懲役または200万円以下の罰金になります。

☎ 市民安全課市民生活係 ☎ 355-6486